

## 国立大学法人滋賀大学の役職員の報酬・給与等について

### I 役員報酬等について

#### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

##### ① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

〔学長及び役員の報酬水準は、法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて設定している。また、他の同規模の国立大学法人の長の報酬水準と同水準としている。〕

##### ② 平成28年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

〔学長及び役員の勤勉手当については、業績評価の結果等を勘案し、経営協議会に諮った上で、支給割合を定めている。〕

##### ③ 役員報酬基準の内容及び平成28年度における改定内容

法人の長 〔・地域手当の支給率引上げを行い、0.35%の引上げを行った。〕

理事 〔・法人の長に同じ〕

理事(非常勤) 〔該当者なし〕

監事 〔該当者なし〕

監事(非常勤) 〔・職務の負担に応じた月額を設定するために、非常勤役員手当の月額の区分を2区分から3区分へと増設した。〕

#### 2 役員報酬等の支給状況

| 役名           | 平成28年度年間報酬等の総額 |              |             |                                | 就任・退任の状況 |       | 前職 |
|--------------|----------------|--------------|-------------|--------------------------------|----------|-------|----|
|              | 報酬(給与)         | 賞与           | その他(内容)     | 就任                             | 退任       |       |    |
| 法人の長         | 千円<br>15,392   | 千円<br>11,580 | 千円<br>3,118 | 千円<br>613 (地域手当)<br>80 (通勤手当)  | 4月1日     |       |    |
| A理事          | 千円<br>14,572   | 千円<br>9,816  | 千円<br>3,900 | 千円<br>520 (地域手当)<br>336 (通勤手当) | 4月1日     |       |    |
| B理事          | 千円<br>14,481   | 千円<br>9,816  | 千円<br>3,900 | 千円<br>520 (地域手当)<br>245 (通勤手当) | 4月1日     |       |    |
| C理事          | 千円<br>14,236   | 千円<br>9,816  | 千円<br>3,900 | 千円<br>520 (地域手当)               | 4月1日     |       | *  |
| D理事          | 千円<br>11,321   | 千円<br>7,620  | 千円<br>3,092 | 千円<br>609 (地域手当)               |          | 3月30日 | ◇  |
| 監事           | 千円<br>該当者なし    |              |             |                                |          |       |    |
| A監事<br>(非常勤) | 千円<br>2,534    | 千円           | 千円          | 千円<br>( )                      | 4月1日     |       |    |
| B監事<br>(非常勤) | 千円<br>1,900    | 千円           | 千円          | 千円<br>( )                      | 4月1日     |       |    |

注1:「地域手当」とは、民間の賃金水準、物価水準等を考慮し支給されているものである。

注2:「前職」欄の記号について、「\*」は退職公務員、「◇」は役員出向者であることを示す。

注3:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

### 3 役員の報酬水準の妥当性について

#### 【法人の検証結果】

##### 法人の長

滋賀大学は、教育研究の質のさらなる高度化を図り、地域に根ざす視点とグローバルな視野とをあわせもつ「知の拠点」として、豊かな人間性を備えた専門性の高い職業人の養成と、創造的な学術研究への挑戦を通して、社会の持続可能な発展に貢献することを基本理念としている。

こうした理念を踏まえて、グローバル化する社会にふさわしい未来志向で文理融合の学識と、地域の発展に貢献できる課題解決能力を備えた、イノベーティブな創造力を有しリーダーシップを発揮できる人材の育成をさらに推し進めるべく、学長のリーダーシップの下、諸改革の実現に取り組み、機能強化を推進している。

そうした中で、滋賀大学の学長は、職員数約400名の法人の代表として、その業務を総理するとともに、校務を司り、所属職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

滋賀大学では、学長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、学長の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上であると言える。

また、他の同規模の国立大学法人の長の報酬水準と同水準となっている。

学長及び役員の勤勉手当については、業績評価の結果等を勘案し、経営協議会に諮った上で、支給割合を決定している。平成28年度においては中期目標・中期計画を着実に遂行しているが、財政状況等を勘案し、支給割合は良好(標準)とした。

こうした職務内容の特性や他の同規模の国立大学法人との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

##### 理事

理事は学長を補佐して滋賀大学の業務を掌理する職務を担っている。

滋賀大学では、理事の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、理事の職務内容の特性は学長とともに大学の経営と運営にあたる重責であると言える。

また、他の同規模の国立大学法人の役員の報酬水準と同水準となっている。

学長及び役員の勤勉手当については、業績評価の結果等を勘案し、経営協議会に諮った上で、支給割合を決定している。平成28年度においては中期目標・中期計画を着実に遂行しているが、財政状況等を勘案し、支給割合は良好(標準)とした。

こうした職務内容の特性や他の同規模の国立大学法人との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

##### 理事(非常勤)

該当者なし

##### 監事

該当者なし

##### 監事(非常勤)

非常勤で大学の業務を監査する監事の報酬は、国の委員会委員手当の額を踏まえて算出している。適正な大学運営のための監査業務を担う職務の特性を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

#### 【文部科学大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、他の同規模の国立大学法人との比較などを考慮すると、役員の報酬水準は妥当であると考えられる。

4 役員の退職手当の支給状況(平成28年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

| 区分   | 支給額(総額) | 法人での在職期間 |   | 退職年月日 | 業績勘案率 | 前職 |
|------|---------|----------|---|-------|-------|----|
|      | 千円      | 年        | 月 |       |       |    |
| 法人の長 | 7,555   | 6        | 0 | 3月31日 | 1.0   | ※  |
| 理事C  | 4,269   | 4        | 0 | 3月31日 | 1.0   | ※  |

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。  
 退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【文部科学大臣の判断理由等】

| 区分   | 判断理由   |
|------|--|
| 法人の長 | <p>当該法人の長は、在任期間中（平成22年度～平成27年度）、遺憾なくリーダーシップを発揮し、法人の基本的な目標の達成に向けて尽力した。具体的には「ミッションの再定義」等を踏まえた「滋賀大学将来構想大綱」の策定、新学部設置構想の具体化、教員養成機能の強化、文理融合大学への転換等に取り組み、日本初のデータサイエンス学部の設置申請、教職大学院の設置申請を行うなど教育研究組織を整備し、大学の機能強化及び改革推進に貢献した。</p> <p>当該法人の長の業績勘案率については、これら大学運営に対する貢献度と国立大学法人評価委員会が行う法人業績評価の結果を総合的に勘案した上で、経営協議会の議を経て、1.0 と決定した。</p> |
| 理事C  | <p>当該理事は、社会連携担当として、自治体や企業等とのネットワークを構築することに尽力し、地域社会の活性化に向けた人材育成事業や事業創出事業の実施に貢献するとともに、全学の情報化の推進及び情報セキュリティの向上に資する情報機構の設置に尽力した。</p> <p>当該理事の業績勘案率については、これら担当業務に対する貢献度と国立大学法人評価委員会が行う法人業績評価の結果を総合的に勘案した上で、経営協議会の議を経て、1.0 と決定した。</p>   |

注:「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

〔 独立行政法人、他国立大学法人を参考に検討。 〕

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

業務の効率化を図り、業務内容・業務量に応じた適正な人員配置を行うとともに、多様な雇用形態の導入等により、人件費の抑制を図りつつ、適正な人件費の管理を行う。また、国立大学法人法第35条及び独立行政法人通則法第63条第3項に基づき、法人の業務実績及び社会一般の情勢に適合したものとなるように人事院勧告等を考慮し決定する。

#### ② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

職員の勤務成績等を考慮し、昇格、昇給及び勤勉手当の成績率の決定を行っている。

#### ③ 給与制度の内容及び平成28年度における主な改定内容

・地域手当の支給率の引上げを以下のように行った。

- (1) 一般の職員 0.35%
- (2) 平成28年1月1日の年齢が55歳を超える職員 一般の職員 +0.5%
- (3) 平成28年4月1日の年齢が60歳を超える職員 一般の職員 +0.7%

※(1)及び(2)は、平成25年12月1日に在籍する職員に限る

- ・国家公務員に準じて、若年層に重点をおいた基本給月額平均0.2%の引上げを行った。
- ・国家公務員に準じて、12月期の勤勉手当の支給割合を0.1月分引き上げた。
- ・国家公務員に準じて、基本給の調整額の改定を行った。
- ・国家公務員に準じて、初任給調整手当支給額の改定を行った。
- ・国家公務員に準じて、単身赴任手当加算額の改定を行った。

### 2 職員給与の支給状況

#### ① 職種別支給状況

| 区分                   | 人員  | 平均年齢 | 平成28年度の年間給与額(平均) |       |        |       |
|----------------------|-----|------|------------------|-------|--------|-------|
|                      |     |      | 総額               | うち所定内 | うち通勤手当 | うち賞与  |
| 常勤職員                 | 318 | 46.7 | 7,798            | 5,681 | 179    | 2,117 |
| 事務・技術                | 85  | 44.2 | 5,987            | 4,426 | 167    | 1,561 |
| 教育職種<br>(大学教員)       | 170 | 49.7 | 8,994            | 6,491 | 204    | 2,503 |
| 技能・労務職種              | 1   |      |                  |       |        |       |
| 教育職種<br>(附属高校教員)     | 20  | 46.9 | 8,059            | 5,949 | 188    | 2,110 |
| 教育職種<br>(附属義務教育学校教員) | 41  | 39.2 | 6,575            | 4,877 | 105    | 1,698 |
| その他医療職種<br>(看護師)     | 1   |      |                  |       |        |       |

|                   |   |      |        |       |     |       |
|-------------------|---|------|--------|-------|-----|-------|
| 常勤職員(年俸制)         | 人 | 歳    | 千円     | 千円    | 千円  | 千円    |
|                   | 8 | 63.1 | 11,347 | 9,084 | 125 | 2,263 |
| 年俸制適用職員<br>(専任教員) | 人 | 歳    | 千円     | 千円    | 千円  | 千円    |
|                   | 1 |      |        |       |     |       |
| 年俸制適用職員<br>(承継職員) | 人 | 歳    | 千円     | 千円    | 千円  | 千円    |
|                   | 7 | 62.9 | 11,254 | 8,668 | 143 | 2,586 |
| 任期付職員             | 人 | 歳    | 千円     | 千円    | 千円  | 千円    |
|                   | 2 |      |        |       |     |       |
| 教育職種<br>(外国人教師等)  | 人 | 歳    | 千円     | 千円    | 千円  | 千円    |
|                   | 2 |      |        |       |     |       |
| 任期付職員(年俸制)        | 人 | 歳    | 千円     | 千円    | 千円  | 千円    |
|                   | 1 |      |        |       |     |       |
| 年俸制適用職員<br>(特任教員) | 人 | 歳    | 千円     | 千円    | 千円  | 千円    |
|                   | 1 |      |        |       |     |       |
| 再任用職員             | 人 | 歳    | 千円     | 千円    | 千円  | 千円    |
|                   | 2 |      |        |       |     |       |
| 事務・技術             | 人 | 歳    | 千円     | 千円    | 千円  | 千円    |
|                   | 1 |      |        |       |     |       |
| 技能・労務職種           | 人 | 歳    | 千円     | 千円    | 千円  | 千円    |
|                   | 1 |      |        |       |     |       |
| 非常勤職員             | 人 | 歳    | 千円     | 千円    | 千円  | 千円    |
|                   | 1 |      |        |       |     |       |
| 事務・技術             | 人 | 歳    | 千円     | 千円    | 千円  | 千円    |
|                   | 1 |      |        |       |     |       |

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:常勤職員及び再任用職員の「技能・労務職種」とは、自動車運転手を示す。

注3:常勤職員の「教育職種(附属高校教員)」とは、附属特別支援学校教員を示す。

注4:常勤職員の「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注5:常勤職員(年俸制)の「年俸制適用職員(専任教員)」とは、承継職員でない大学教員で年俸制適用者を示す。

注6:常勤職員(年俸制)の「年俸制適用職員(承継職員)」とは、承継職員の大学教員で年俸制適用者を示す。

注7:常勤職員の技能・労務職種、その他医療職種(看護師)及び年俸制適用職員(専任教員)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注8:任期付職員の教育職種(外国人教師)は、該当者が2人のため当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注9:任期付職員(年俸制)の年俸制適用職員(特任教員)は、該当者が1人のため当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注10:再任用職員の事務・技術及び技能・労務職種については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注11:非常勤職員の事務・技術については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注12:常勤職員の医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)については、該当者がいないため省略した。

注13:在外職員については該当者がいないため省略した。

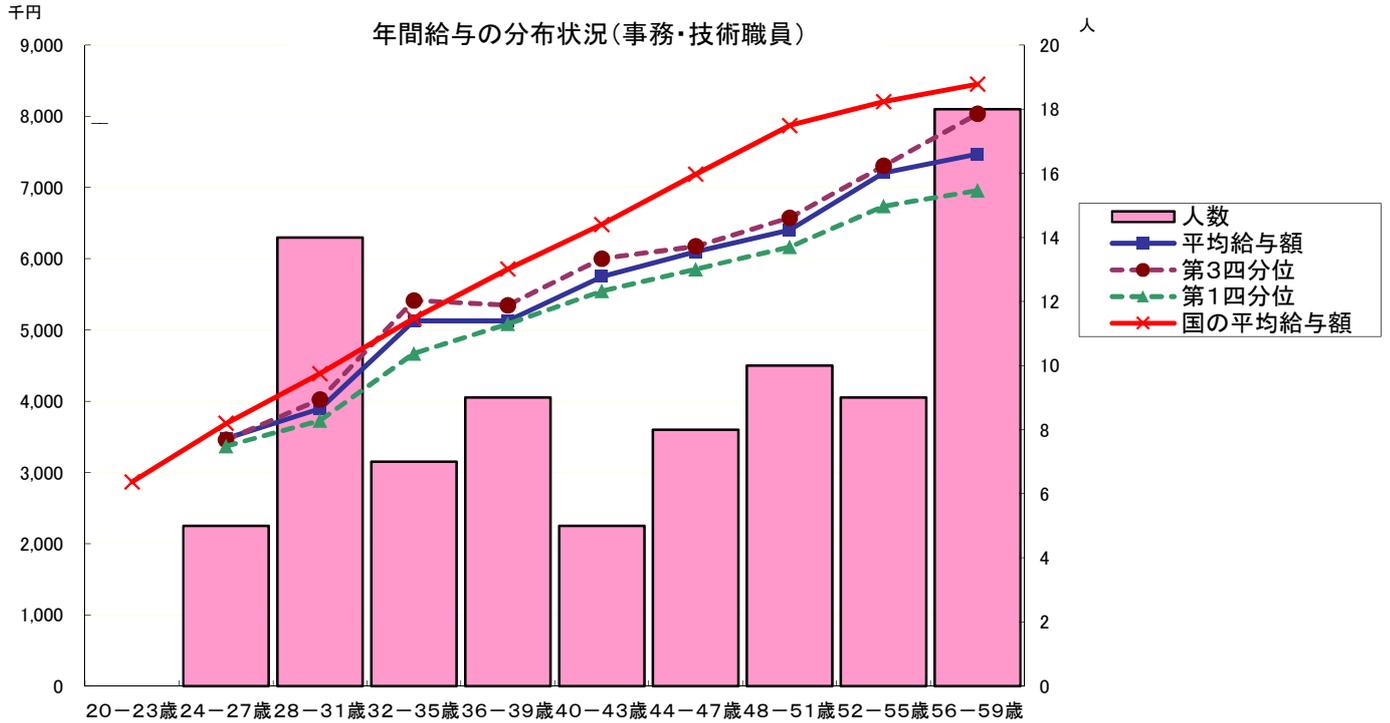
注14:任期付職員の事務・技術、教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)については、該当者がいないため省略した。

注15:再任用職員の教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)については、該当者がいないため省略した。

注16:非常勤職員の教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)については、該当者がいないため省略した。

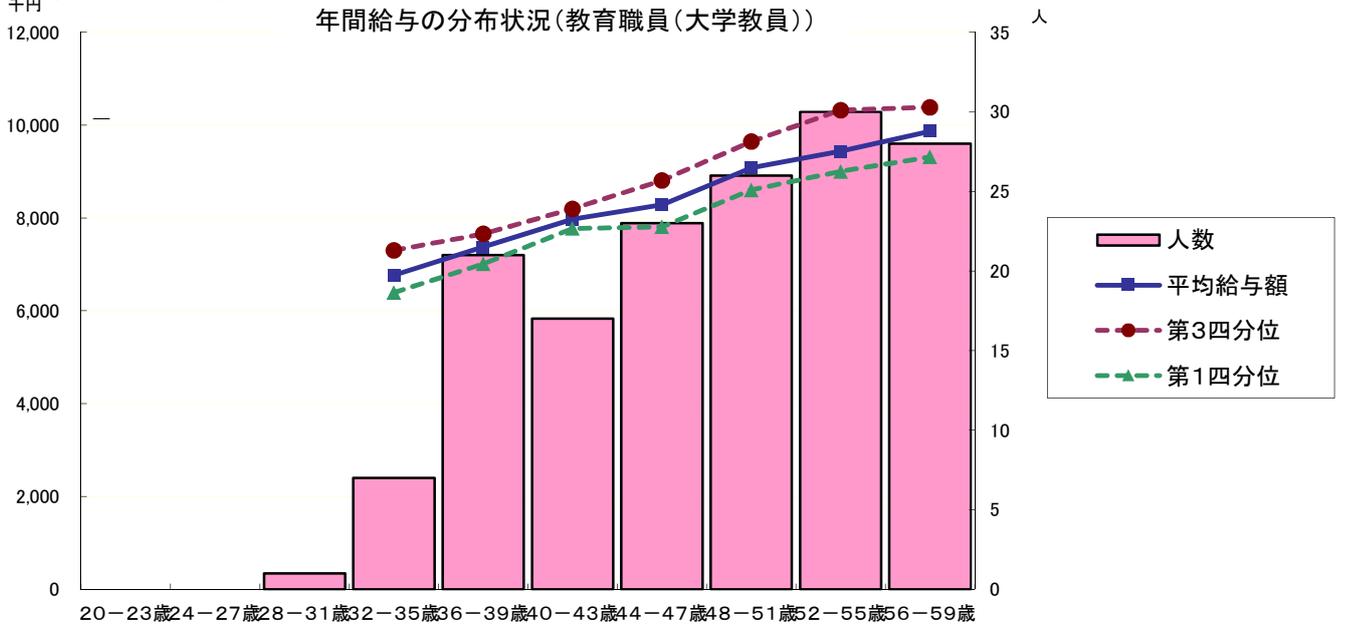
② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。]

1. 事務・技術職員



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

2. 教育職員(大学教員)



注:年齢28～31歳の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の平均給与額及び第1・第3分位については表示していない。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

1.事務・技術職員

| 分布状況を示すグループ | 人員 | 平均年齢 | 年間給与額 |             |
|-------------|----|------|-------|-------------|
|             |    |      | 平均    | (最高～最低)     |
|             | 人  | 歳    | 千円    | 千円          |
| 部長          | 1  |      |       |             |
| 課長          | 11 | 57.3 | 8,001 | 8,698～7,377 |
| 課長補佐        | 19 | 53.4 | 6,885 | 7,482～6,013 |
| 係長          | 27 | 43.5 | 5,727 | 6,415～4,643 |
| 主任          | 7  | 41.1 | 5,245 | 6,173～4,429 |
| 係員          | 20 | 29.5 | 3,829 | 4,670～3,263 |

注1:「部長」には、部長相当職である「事務統括監」を含む。

注2:「課長」には、課長相当職である「事務長」及び「室長」を含む。

注3:「課長補佐」には、副課長相当職である「副課長」、「副事務長」及び「室長」を含む。

注4:「係長」には、係長相当職である「専門職員」を含む。

注5:部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

2.教育職員(大学教員)

| 分布状況を示すグループ | 人員 | 平均年齢 | 年間給与額 |              |
|-------------|----|------|-------|--------------|
|             |    |      | 平均    | (最高～最低)      |
|             | 人  | 歳    | 千円    | 千円           |
| 教授(20)      | 86 | 54.5 | 9,849 | 12,463～7,857 |
| 准教授(30)     | 73 | 44.1 | 7,919 | 9,644～5,639  |
| 講師(40)      | 3  | 40.8 | 6,769 |              |
| 助手(60)      | 4  | 55.5 | 6,627 |              |
| 教務職員(70)    | 4  | 51.0 | 5,568 |              |

注5:講師、助手及び教務職員の該当者は4人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の最高額及び最低額については表示していない。

④ 賞与(平成28年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

1.事務・技術職員

| 区分   |                 | 夏季(6月)    | 冬季(12月)   | 計         |
|------|-----------------|-----------|-----------|-----------|
| 管理職員 | 一律支給分(期末相当)     | %         | %         | %         |
|      | 査定支給分(勤勉相当)(平均) | 60.3      | 59.9      | 60.1      |
|      | 最高～最低           | 41.8～37.0 | 42.0～38.1 | 40.6～38.8 |
| 一般職員 | 一律支給分(期末相当)     | %         | %         | %         |
|      | 査定支給分(勤勉相当)(平均) | 60.1      | 60.3      | 60.2      |
|      | 最高～最低           | 44.7～36.4 | 44.9～36.3 | 43.5～36.8 |

2.教育職員(大学教員)

| 区分   |                 | 夏季(6月)    | 冬季(12月)   | 計         |
|------|-----------------|-----------|-----------|-----------|
| 管理職員 | 一律支給分(期末相当)     | %         | %         | %         |
|      | 査定支給分(勤勉相当)(平均) | 60.4      | 58.8      | 59.5      |
|      | 最高～最低           | 50.8～37.3 | 53.0～37.4 | 49.9～37.4 |
| 一般職員 | 一律支給分(期末相当)     | %         | %         | %         |
|      | 査定支給分(勤勉相当)(平均) | 60.4      | 59.5      | 59.9      |
|      | 最高～最低           | 44.7～37.1 | 44.9～37.2 | 44.0～37.3 |

### 3 給与水準の妥当性の検証等

#### ○事務・技術職員

| 項目                      | 内容  |
|-------------------------|---|
| 対国家公務員<br>指数の状況         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢勘案 87.8</li> <li>・年齢・地域勘案 93.3</li> <li>・年齢・学歴勘案 87.1</li> <li>・年齢・地域・学歴勘案 93.2</li> <li>(参考) 対他法人 100.2</li> </ul>   |
| 国に比べて給与水準が<br>高くなっている理由 |   |
| 給与水準の妥当性の<br>検証         | <p>【国からの財政支出について】<br/>支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 61.1%<br/>(国からの財政支出額 3,455,062千円、支出予算の総額 5,658,194千円：平成28年度予算)</p> <p>【累積欠損額について】<br/>累積欠損額 0円(平成27年度決算)</p> <p>(法人の検証結果)<br/>国からの財政支出の割合は、50%以上であるが、対国家公務員との給与水準の比較指標は87.8と下回っており、給与水準は適正であると判断する。</p> <p>(文部科学大臣の検証結果)<br/>給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え、引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。</p> |
| 講ずる措置                   | 引き続き適正な管理を行う。   |

#### ○教育職員(大学教員)

・教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 96.4

(注) 上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成28年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

### 4 モデル給与

#### 1.事務・技術職員

- 22歳(大卒初任給、独身)  
月額 178,200円 年間給与 2,893,000円
- 35歳(主任、配偶者・子1人)  
月額 298,525円 年間給与 4,932,000円
- 45歳(係長、配偶者・子2人)  
月額 371,182円 年間給与 6,128,000円

#### 2.教育職員(大学教員)

- 24歳(修士初任給、独身)  
月額 238,800円 年間給与 3,878,000円
- 35歳(准教授、配偶者・子1人)  
月額 411,933円 年間給与 6,822,000円
- 45歳(教授、配偶者・子2人)  
月額 526,605円 年間給与 8,824,000円

### 5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

年俸制適用職員に導入済。業績評価の結果に基づき、業績年俸額を決定。

### Ⅲ 総人件費について

| 区 分                 | 平成28年度          | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 |
|---------------------|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 給与、報酬等支給総額<br>(A)   | 千円<br>3,116,493 | 千円     | 千円     | 千円     | 千円     | 千円     |
| 退職手当支給額<br>(B)      | 千円<br>207,745   | 千円     | 千円     | 千円     | 千円     | 千円     |
| 非常勤役職員等給与<br>(C)    | 千円<br>372,886   | 千円     | 千円     | 千円     | 千円     | 千円     |
| 福利厚生費<br>(D)        | 千円<br>498,125   | 千円     | 千円     | 千円     | 千円     | 千円     |
| 最広義人件費<br>(A+B+C+D) | 千円<br>4,195,250 | 千円     | 千円     | 千円     | 千円     | 千円     |

注1:「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

#### 総人件費について参考となる事項

給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の増減要因分析

給与、報酬等支給総額について、対前年度比がマイナス0.50%となった要因は、常勤教職員の員数の減が主な要因であると考えられる。

退職手当支給額について対前年度比がマイナス23.0%となった要因については、退職者が減少したことによる。

非常勤役職員等給与について対前年度比がマイナス7.4%となった要因については、非常勤教員の雇用の減少が主な要因であると考えられる。

結果として、最広義人件費については、対前年度比マイナス2.7%となった。

#### Ⅳ その他

特になし